

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （森林管理プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

中江産業株式会社の持続可能な森林経営促進型プロジェクトⅡ【高知県・徳島県・京都府・岐阜県・福井県】
～ナカエの森・地球がよろこぶ森林プロジェクト～

プロジェクト 実施者名	中江産業株式会社
----------------	----------

妥当性確認申請日 平成 27 年 8 月 7 日

プロジェクト登録申請日 平成 27 年 12 月 25 日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がある場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) ナカエサンギョウカブシキガイシャ
	中江産業株式会社
住所	大阪市中央区本町2丁目1番6号 堺筋本町センタービル8階

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ) ナカエサンギョウカブシキガイシャ
	中江産業株式会社
住所	大阪市中央区本町2丁目1番6号 堺筋本町センタービル8階

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	中江産業株式会社の持続可能な森林経営促進型プロジェクトⅡ 【高知県・徳島県・京都府・岐阜県・福井県】 ～ナカエの森・地球がよろこぶ森林プロジェクト～	
目的	<p>中江産業株式会社所有林、高知県・徳島県・京都府・岐阜県・福井県山林は間伐中心に施業を実施している。</p> <p>間伐施業は水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮や温室効果ガス吸収量森林としての維持増進に繋がる。又、下層植生の発達を確保するために、適切な収量比数の範囲内において計画的に実施することとする。</p> <p>CO2吸収量をクレジット化し販売することにより森林整備にかかる費用の一部を補い、持続可能な森林経営を行う企業的林業を目指して更なる間伐施業の継続並びに温室効果ガス吸収量の増加を目指す。</p>	
概要	中江産業株式会社所有林、高知県・徳島県・京都府・岐阜県・福井県山林において、間伐・主伐・植栽を実施し、CO2吸収量の増大を図る。	
プロジェクト実施場所	市町村	高知県土佐郡土佐町 高知県土佐郡大川村 高知県吾川郡いの町 高知県吾川郡仁淀川町 高知県長岡郡本山町 徳島県三好市 京都府綾部市 京都府南丹市 岐阜県郡上市 福井県大野市
	場所 ※1	船戸団地 1～2 林班 高知県土佐郡土佐町 モニタリングエリアNo.1～37 モニタリングエリアNo.1333～1335 ※施業図No.1、モニタリング図No.1 芥川団地 3～4 林班 高知県土佐郡土佐町 モニタリングエリアNo.38～133 モニタリングエリアNo.1336～1345 高知県吾川郡いの町 モニタリングエリアNo.407～410 モニタリングエリアNo.1355 ※施業図No.2、モニタリング図No.2

		<p>芥川団地 5 林班 高知県土佐郡土佐町 モニタリングエリアNo.134～175 ※施業図No.3、モニタリング図No.3</p> <p>下川団地 37～45 林班 高知県土佐郡土佐町 モニタリングエリアNo.176～239 ※施業図No.4、モニタリング図No.4</p> <p>船戸団地 6～8 林班 高知県土佐郡大川村 モニタリングエリアNo.240～273 モニタリングエリアNo.1346～1350 ※施業図No.5、モニタリング図No.5</p> <p>船戸団地 35 林班 高知県土佐郡大川村 モニタリングエリアNo.274～285 モニタリングエリアNo.1351～1354 ※施業図No.6、モニタリング図No.6</p> <p>加集団地 9～17 林班 高知県土佐郡大川村 モニタリングエリアNo.286～406 ※施業図No.7、モニタリング図No.7</p> <p>桑瀬団地 18～23 林班 高知県吾川郡いの町 モニタリングエリアNo.411～505 モニタリングエリアNo.1356～1361 ※施業図No.8、モニタリング図No.8</p> <p>桑瀬団地 24～29 林班 高知県吾川郡いの町 モニタリングエリアNo.411～612 モニタリングエリアNo.1362～1381 ※施業図No.9、モニタリング図No.9</p> <p>桑瀬団地 30～34 林班 高知県吾川郡いの町 モニタリングエリアNo.613～687 ※施業図No.10、モニタリング図No.10</p> <p>池川団地 1～6 林班 高知県吾川郡仁淀川町 モニタリングエリアNo.688～840 ※施業図No.11、モニタリング図No.11</p>
--	--	---

		<p>ミカイ団地 1～5 林班 高知県長岡郡本山町 モニタリングエリアNo.841～892 ※施業図No.12、モニタリング図No.12</p> <p>阿波団地 1～4 林班 徳島県三好市 モニタリングエリアNo.893～926 ※施業図No.13、モニタリング図No.13</p> <p>阿波団地 5～7 林班 徳島県三好市 モニタリングエリアNo.927～954 ※施業図No.14、モニタリング図No.14</p> <p>阿波団地 8 林班 徳島県三好市 モニタリングエリアNo.1382～1392 ※施業図No.15、モニタリング図No.15</p> <p>阿波団地 9 林班 徳島県三好市 モニタリングエリアNo.955～972 ※施業図No.16、モニタリング図No.16</p> <p>故屋岡団地 1～6 林班、古屋団地 12 林班 京都府綾部市 モニタリングエリアNo.973～1075 モニタリングエリアNo.1138～1147 ※施業図No.17、モニタリング図No.17</p> <p>故屋岡団地 7 林班 京都府綾部市 モニタリングエリアNo.1076～1121 ※施業図No.18、モニタリング図No.18</p> <p>故屋岡団地 8 林班 京都府綾部市 モニタリングエリアNo.1122～1137 ※施業図No.19、モニタリング図No.19</p> <p>美山団地 10～11 林班 京都府綾部市 モニタリングエリアNo.1148～1153 ※施業図No.20、モニタリング図No.20</p> <p>鳩畑団地 1～6 林班 岐阜県郡上市 モニタリングエリアNo.1154～1227 ※施業図No.21、モニタリング図No.21</p>
--	--	---

		<p>寒水団地 8 林班</p> <p>岐阜県郡上市</p> <p>モニタリングエリアNo.1228～1239</p> <p>※施業図No.22、モニタリング図No.22</p> <p>内ヶ谷団地 9～15 林班</p> <p>岐阜県郡上市</p> <p>モニタリングエリアNo.1240～1321</p> <p>モニタリングエリアNo.1393～1403</p> <p>※施業図No.23、モニタリング図No.23</p> <p>和良団地 16 林班</p> <p>岐阜県郡上市</p> <p>モニタリングエリアNo.1322～1326</p> <p>※施業図No.24、モニタリング図No.24</p> <p>小谷堂団地 7 林班</p> <p>岐阜県郡上市</p> <p>モニタリングエリアNo.1327～1332</p> <p>※施業図No.25、モニタリング図No.25</p>
--	--	--

※1 「○林班～○林班」、「○○事業区」等と記載するとともに、森林計画図等の図面を添付する。

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト実施前のプロジェクト実施地の状況※1)：

森林経営計画対象森林の齢級別および樹種別面積は以下の通り

齢級	面積 (ha)							合計
	人工林				天然林他			
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カマツ	広葉樹	広葉樹	未立木地	
1	42.38	86.82	2.79	18.45	25.98	9.39		185.81
2	34.33	181.41			5.68	38.12		259.54
3	8.99	67.80			8.92	6.15		91.86
4	52.42	132.34			0.65	11.87		197.28
5	104.30	197.41				7.56		309.27
6	147.99	167.63				4.51		320.13
7	191.34	269.04				32.23		492.61
8	339.79	441.78	4.15			47.86		833.58
9	642.81	476.68	25.10		0.08	61.74		1,206.41
10	396.28	291.49	17.35			29.02		734.14
11	258.30	237.30				27.83		523.43
12	207.91	160.14	0.78			36.34		405.17
13	104.59	118.57	0.29			9.94		233.39
14	8.08	15.34	1.83			4.96		30.21
15	8.23	1.06						9.29
16	0.17					7.38		7.55
17	1.40	27.74	1.58					30.72
18	10.43	45.87	5.83			185.82		247.95
19	1.21	24.08	3.68			106.37		135.34
20	1.94	6.86						8.80
21	0.32	10.23						10.55
22		8.81						8.81
23	1.15							1.15
24	0.60							0.60
25								
26								
27								
28	20.50							20.50
—							148.92	148.92
合計	2,585.46	2,968.40	63.38	18.45	41.31	627.09	148.92	6,453.01

※齢級は森林経営計画始期（2012年度）の時点

※未立木地は伐採跡地や道路敷等

森林経営計画対象森林の齢級別および樹種別蓄積は以下の通り

齢級	蓄積 (m ³)							合計
	人工林					天然林他		
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	広葉樹	広葉樹	未立木地	
1	830	1,186	7	60	84	35		2,202
2	2,048	4,679			31	271		7,029
3	1,330	4,414			112	79		5,935
4	9,790	13,530			15	286		23,621
5	24,750	29,216				268		54,234
6	42,021	32,921				201		75,143
7	65,564	59,962				1,612		127,138
8	130,130	108,848	705			2,702		242,385
9	252,128	124,855	4,150		5	4,051		385,189
10	169,048	85,791	3,034			2,121		259,994
11	125,379	79,725				2,181		207,285
12	115,447	59,480	151			3,033		178,111
13	61,618	46,960	57			883		109,518
14	5,121	6,488	553			470		12,632
15	5,244	378						5,622
16	115					747		862
17	993	11,275	352					12,620
18	7,611	20,337	1,311			19,262		48,521
19	999	12,163	849			11,100		25,111
20	1,584	3,551						5,135
21	279	5,392						5,671
22		4,838						4,838
23	1,079							1,079
24	508							508
25								
26								
27								
28	18,151							18,151
—								
合計	1,041,767	715,989	11,169	60	247	49,302		1,818,534

※齢級および蓄積は森林経営計画始期（2012年度）の時点

※未立木地は伐採跡地や道路敷等の為に蓄積はなし

間伐対象森林の齢級別および樹種別蓄積は以下の通り

齢級	面積 (ha)			齢級	蓄積 (m ³)		
	人工林		合計		人工林		合計
	スギ	ヒノキ			スギ	ヒノキ	
1	25.72	73.61	99.33	1	792	1,039	1,831
2	31.77	177.79	209.56	2	2,013	4,586	6,599
3	7.64	75.44	83.08	3	1,170	4,250	5,420
4	49.54	125.08	174.62	4	9,409	12,799	22,208
5	100.83	190.21	291.04	5	23,995	28,324	52,319
6	137.33	151.21	288.54	6	38,955	29,901	68,856
7	156.63	187.03	343.66	7	54,790	41,815	96,605
8	269.65	276.40	546.05	8	100,026	68,840	168,866
9	391.52	290.33	681.85	9	157,995	77,892	235,887
10	295.86	214.89	510.75	10	132,913	59,331	192,244
11	183.02	153.99	337.01	11	91,840	50,745	142,585
12	158.10	123.71	281.81	12	88,949	46,665	135,614
13	62.91	91.09	154.00	13	36,790	36,324	73,114
14	5.59	14.52	20.11	14	3,566	6,140	9,706
15	0.20	0.74	0.94	15	136	265	401
16	0.17		0.17	16	114		114
17		2.10	2.10	17		978	978
18	0.41	4.06	4.47	18	325	1,996	2,321
主伐後 植栽	43.83	15.33	59.16	—			
合計	1,920.72	2,167.53	4,088.25	合計	743,778	471,890	1,215,668

※齢級および蓄積は森林経営計画始期（2012年度）の時点

※1 森林の現況、森林タイプ（人工林・天然林等）別、樹種別、齢級別の面積と蓄積等について情報を表などにまとめ説明すること。また、間伐対象林についても同様の表と文章を作成すること。なお、説明には数値を用い、具体的に説明すること。また、林分が多数にわたる場合には、総括表を記載したうえで、森林簿、森林施業計画書又は森林経営計画書から上記情報が含まれている部分の写しを添付しても良い。

(プロジェクト実施後のプロジェクト実施地の状況 ※2) :

○主伐

- ・各市町村森林整備計画で定められたゾーニング毎の施業基準と森林整備基準に適合した施業を実施、市町村森林整備計画で設定されている標準伐期齢と適正な主伐林齢に沿った主伐実施時期とする。
- ・市町村森林整備計画で設定されている標準伐期齢と適正な主伐林齢は以下の通りとなっている。

所在場所		樹種					
府県名	市町村名	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
高知県	土佐郡土佐町	35年	40年	35年	40年	10年	15年
	土佐郡大川村	35年	40年	35年	40年	10年	15年
	吾川郡いの町 (本川地域)	35年	40年	35年	40年	10年	15年
	(吾北地域)	35年	45年	35年	40年	10年	15年
	吾川郡仁淀川町	35年	45年	35年	40年	10年	15年
	長岡郡本山町	35年	40年	35年	40年	10年	15年
適正な主伐林齢							
◎水源涵養機能と山地災害防止機能／土壤保全機能は標準伐期齢+10年以上							
◎山地災害防止機能／土壤保全機能の長伐期施業区域は標準伐期齢×2以上							
◎木材等生産機能は標準伐期齢以上							

所在場所		樹種					
府県名	市町村名	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
徳島県	三好市	40年	45年	35年	45年	10年	15年
適正な主伐林齢							
◎木材等生産機能と三好市独自の「他」は標準伐期齢以上							

所在場所		樹種					
府県名	市町村名	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹	
京都府	綾部市	40年	45年	40年	40年	15年	
	南丹市	40年	45年	40年	40年	15年	
適正な主伐林齢							
◎綾部市の水源涵養機能は標準伐期齢×2×0.8以上							
◎南丹市の水源涵養機能は標準伐期齢+10年以上							
◎文化機能・生物多様性保全機能は択伐							
◎木材等生産機能は標準伐期齢以上							

所在場所		樹種					
府県名	市町村名	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
岐阜県	郡上市	40年	50年	40年	35年	60年	25年
適正な主伐林齢							
◎水源涵養機能は標準伐期齢+10以上							
◎白地は標準伐期齢以上（目安）							

所在場所		樹種				
府県名	市町村名	スギ	ヒノキ	マツ	ブナ ミズナラ	その他 広葉樹
福井県	大野市	45年	50年	40年	65年	30年
適正な主伐林齢						
◎水源涵養機能は標準伐期齢+10以上						
◎山地災害防止機能／土壌保全機能と保健文化機能の長伐期施業区域は標準伐期齢×2以上						
◎木材等生産機能は標準伐期齢以上						

○間伐

- ・切捨間伐は除伐後に再び樹幹が閉鎖し、林木相互間に競合が生じ始めた時期に実施する。間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく、林木の間隔を考えながら定性間伐とする。
- ・搬出間伐は切捨間伐後に再び樹幹が閉鎖し、林木相互間に競合が生じ始めた時期に実施する。施業方法は地形を十分勘案しながら架線系と車両系、定性と列状間伐を効率よく実施し搬出コスト削減へ繋げる。
- ・間伐間隔は約10年、間伐率は約30%を目安とする。

○植栽

- ・皆伐施業後2年以内に実施する。植栽時期は乾燥時期を避け、春植えは3月下旬から4月下旬、秋植え10月下旬～11月下旬に行う。
- ・植栽方法は正方形植えで既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案しつつ2,000～2,500本/haを標準とする。
- ・谷筋等は環境面から広葉樹化へと誘導する。その手段として天然力の活用により広葉樹化が図られる森林においては天然更新を行う。
- ・植栽の樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ケヤキ、クヌギ等とする。
- ・福井県（大野市）所有林の一部に植栽によらなければ適切な更新が困難な森林箇所が存在する。当面皆伐施業は行わないが、皆伐施業を行った際には必ず人工造林により確実に更新を行う事とする。

※2 対象林において、森林経営計画又は森林施業計画に基づいた施業の方針について、主伐実施時期、間伐実施間隔、植栽樹種、定量／定性間伐の区分、間伐率等の内容を、数値を用いて具体的に説明すること。また、林分が多数にわたる場合には、総括表を記載したうえで、森林簿、森林施業計画書又は森林経営計画書から上記情報が含まれている部分の写しを添付しても良い。

2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	■平成 25 年 4 月以降に実施されたプロジェクトである □平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月に実施されたプロジェクトであり、 オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録 を受けていない ※2 □平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月に実施されたプロジェクトであり、 オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録 を受けている ※3
追加性	■追加性を有している ※4

※1 「プロジェクトの実施日」とは、森林経営計画又は森林施業計画に基づく適切な施業又は森林の保護（森林の巡視等を含む）を実施した日を指す。

※2 【FO-002（植林活動）について】平成 25 年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 【FO-002（植林活動）について】オフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「平成 25 年 4 月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。

※4 【FO-001（森林経営活動）について】追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.1）に示すこと。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	FO-001 ver. 2.1
	方法論名称	森林経営活動

3.2 方法論の適用条件への適合

条件 1	■ 適合している	説明 森林法第 5 条に定める森林で実施される
条件 2 ※1	■ 適合している	説明 平成 24 年 10 月 1 日 24 林整計第 107-1 で認定通知のあった属人計画の森林経営計画単位の申請である。 認定者…農林水産大臣 認定番号…24-04 計画期間…平成 24 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
条件 3 ※2	■ 適合している	説明 認定対象期間における吸収見込み量の累計は常に正である。
条件 4	■ 適合している	説明 プロジェクト実施地において、認証対象期間内に森林経営計画に基づく間伐が計画されている。
条件 5	■ 適合している	説明 森林経営計画において、プロジェクト実施地の土地転用が計画されていない。

※1 【FO-001（森林経営活動）について】算定対象とする施業が含まれる全ての森林経営計画又は森林施業計画の認定番号及びその認定期間を記載すること。

※2 【FO-002（植林活動）について】算定対象とする施業が含まれる全ての森林経営計画又は森林施業計画の認定番号及びその認定期間を記載すること。計画が認定されていない場合は、モニタリング報告書に記載すること。

3.3 モニタリング・算定方法

プロジェクト実施後吸収量		
主要／付随的	吸収活動	温室効果ガスの種類
主要	地上部 バイオマス蓄積	CO2
主要	地下部 バイオマス蓄積	CO2

プロジェクト実施後排出量		
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類
主要	主伐に伴う 排出	CO2
主要		CO2

4 吸収計画

認証対象期間 ※1	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日 (6 年 0 ヶ月)				
吸収計画※ 2	年度	ベースライン 吸収量	プロジェクト 実施後吸収量	プロジェクト 実施後排出量	吸収量
	平成 25 年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0.0 t-CO2	0 t-CO2
	平成 26 年度	0 t-CO2	0 t-CO2	0.0 t-CO2	0 t-CO2
	平成 27 年度	0 t-CO2	27,024.5 t-CO2	10,679.8 t-CO2	16,344 t-CO2
	平成 28 年度	0 t-CO2	27,430.1 t-CO2	7,620.1 t-CO2	19,810 t-CO2
	平成 29 年度	0 t-CO2	27,322.3 t-CO2	8,476.1 t-CO2	18,846 t-CO2
	平成 30 年度	0 t-CO2	27,160.9 t-CO2	0.0 t-CO2	27,160 t-CO2
	平成 31 年度	0 t-CO2	26,897.3 t-CO2	0.0 t-CO2	26,897 t-CO2
	平成 32 年度	0 t-CO2	26,634.5 t-CO2	0.0 t-CO2	26,634 t-CO2
	合計	0 t-CO2	162,469.6 t-CO2	26,776.0 t-CO2	135,691 t-CO2

※ 1 認証対象期間は、プロジェクト開始日の含まれる年度の開始日から平成 33 年 3 月 31 日までの間で設定すること。

※ 2 吸収量の算定方法については、別紙 A.2 に記載すること。

5 データ管理

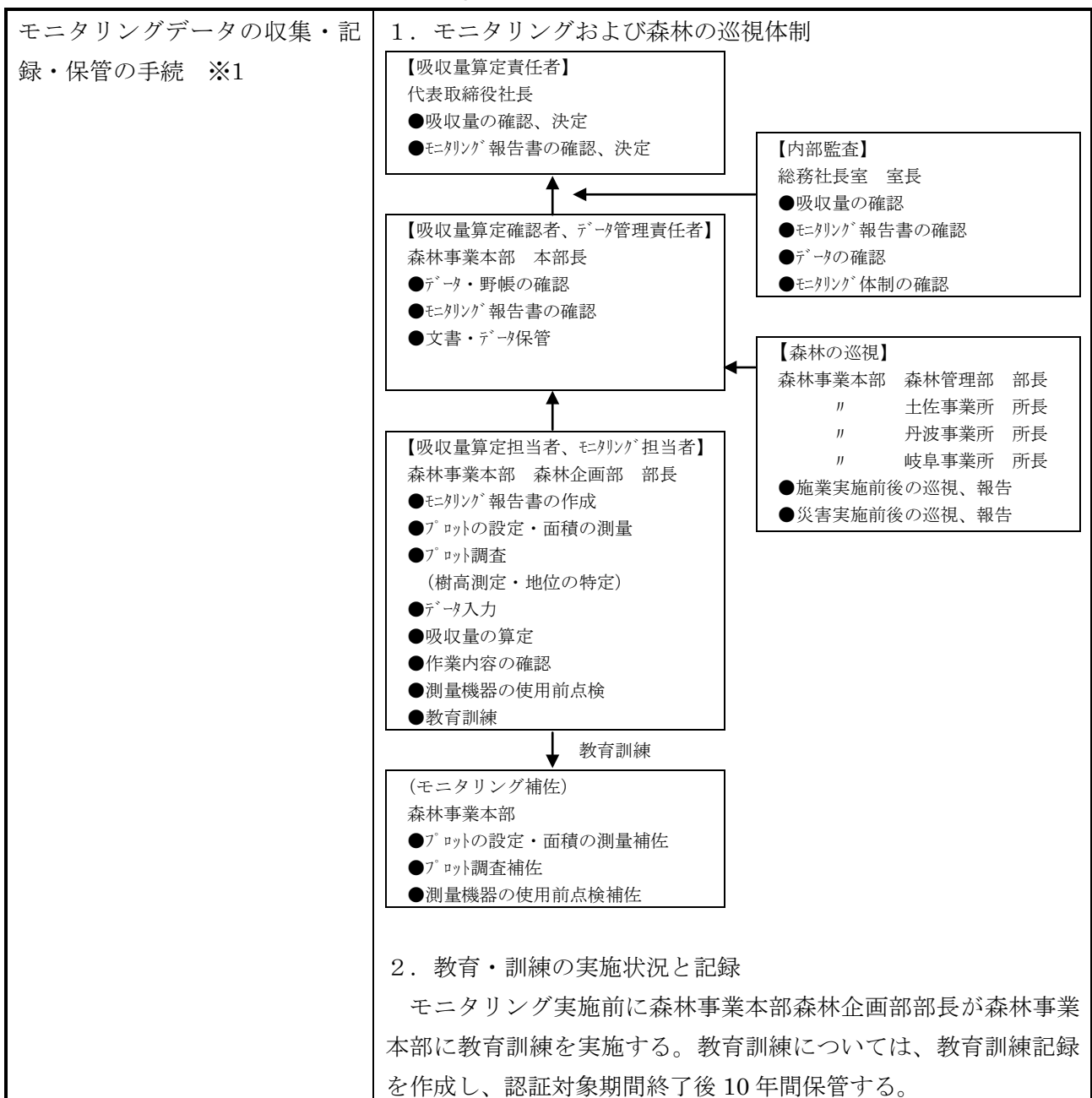
データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、Jークレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	中江産業株式会社 森林事業本部 本部長
モニタリング担当者 ※1	中江産業株式会社 森林事業本部 森林企画部 部長

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管



	<p>3. 情報の保管</p> <p>検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化する。文書は認証対象期間終了後 10 年間保管する。</p> <p>4. データの確認</p> <p>報告データの信頼性を高めるために、データのチェックを行う。チェック方法としては、収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別を行う。データのチェックは、野外調査帳から算定ファイルへの入力時の入力担当者自身によるチェックと、吸収量算定確認者の全数チェック、内部監査によるサンプリングチェックを実施する。野帳等の記録は、認証対象期間終了後 10 年間保管する。</p> <p>5. 内部監査</p> <p>総務社長室室長が、体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取り、改善する。監査は、監査記録を作成し、認証対象期間終了後 10 年間保管する。</p> <p>6. 測定機器の維持・管理（機器校正等）</p> <p>測定機器は、森林事業本部森林企画部部長が管理し、計測時に、点検を行う。キャリブレーションおよび点検について、キャリブレーション・点検記録を作成し、認証対象期間終了後 10 年間保管する。</p>
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 10 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。その際、森林管理のための巡視を行う体制を明記すること（森林の巡視とは、一般的に、森林の保全管理及び森林の産物の盗採、林野火災等の森林被害の防止及び発見のために、定期的及び必要に応じ森林において行うもの）。

※2 原則認証対象期間終了後 10 年間とする。

6 特記事項

6.1 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

吸収量に影響を与える可能性のあるリスクがあるか <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、プロジェクト吸収量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	台風や積雪による風倒木や折損木の発生が想定される。適正な間伐を実施する事で被害低減を図る。又、山火事や獣害には、森林の巡視等による早期発見や被害低減に努める。

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。 <input type="checkbox"/> 登録している (類似制度名： 類似制度での認証予定期間：) <input checked="" type="checkbox"/> 登録していない
--

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。 <input type="checkbox"/> 法令等の義務履行によるものではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等の義務履行によるものである。
--

6.4 認証対象期間の設定について

認証対象期間の前後の年度に、主伐の実績又は計画はないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合、認証対象期間は、クレジットを過大に発生させる目的で、主伐の時期を意図的に避けて設定していないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 意図的に避けたものではない (設定の考え方：主伐の計画がある平成 27～29 年度の年間の吸収見込み量を算出した結果の累計は常に正であり、主伐の時期を意図的に避けての認証対象期間としてはいない。) (例) 森林経営計画の計画期間を認証対象期間としている
